

約款変更 新旧対照表

条項	変更後	変更前
第 10 条 注文・申込等の一時的受付停止・取消	<p>次の各号に掲げる投資信託委託会社または当金庫のやむを得ない事情により、ご注文および申込等の受付を一時的に停止または取消させていただくことがあります。</p> <p>① 投資信託委託会社が、当該取扱商品の投資信託約款にもとづき、その設定または解約を停止したとき。</p> <p>② 投資信託委託会社が、投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定または解約を停止したとき。</p> <p>③ 投資信託委託会社の登録取消し、営業譲渡または受託金融機関の辞任等により、投資信託の設定または解約が停止されているとき。</p> <p>④ 災害、事変その他不可抗力により、当金庫が取引を行うことができないとき。</p> <p>⑤ その他、当金庫がやむを得ない事情により取引を停止せざるを得ないと判断したとき。</p>	<p>次の各号に掲げる投資信託委託会社または当金庫のやむを得ない事情により、ご注文および申込等の受付を一時的に停止または取消させていただくことがあります。</p> <p>① 投資信託委託会社が、投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。</p> <p>② 投資信託委託会社の登録取消し、営業譲渡または受託金融機関の辞任等により、投資信託の購入の取扱いが停止されているとき。</p> <p>③ 災害、事変その他不可抗力により、当金庫が取引を行うことができないとき。</p> <p>④ その他、当金庫がやむを得ない事情により取引を停止せざるを得ないと判断したとき。</p>
第 12 条 換金の取扱い	<p>1 換金を申込む場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出してください。</p> <p>2 換金代金は、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。</p>	<p>1 換金を申込む場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出してください。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可とされている日には、換金の申込みはできません。</p> <p>2 換金代金は、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。</p>

条項	変更後	変更前
	<p>1 この約款は、2013年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2014年1月6日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017年8月7日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2023年3月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8 この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>	<p>1 この約款は、2013年5月1日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2014年1月6日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017年8月7日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2023年3月20日より一部改正を適用させていただきます。</p>